

日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務」を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

「日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月29日まで

(4) 委託金額の上限

19,481,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、提案の上限であって、契約予定額ではないので留意すること。

(5) 委託金額の最低制限価格

最低制限価格は設けない。

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない事業者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (4) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれかの日においても、日田市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第10条及び日田市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれかの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

- (6) 日田市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 29 号)に規定する暴力団でないこと及び暴力団との関係を有しないこと。
- (7) 令和 7、8 年度日田市建設業者等有資格者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (8) 令和 7、8 年度日田市建設業者等有資格者名簿に登録されている者で、九州地区内に本店、営業所もしくは支社を有していること。
- (9) 国又は地方公共団体が発注し、過去 10 年間（平成 28 年度～令和 7 年度）に元請として完了又は受注した、同種業務(最終処分場の延命化業務における計画、基本設計、実施設計、機能診断など)の実績があること。
- (10) 本業務において、次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者とプロポーザル参加申込日の前日において 3 ヶ月以上の正規雇用関係にあること。

管理技術者、照査技術者は技術士法に定める下記（ア）～（イ）いずれかの資格を有する者であり、担当技術者は、技術士法に定める下記（ア）～（イ）の資格又は（ウ）の資格を有する者とする。管理技術者、照査技術者は（9）の業務の実績を有すること。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

（ア）技術士「総合技術管理部門（衛生工学部門－廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理、廃棄物・資源循環のいずれか）」

（イ）技術士「衛生工学部門（廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理、廃棄物・資源循環のいずれか）」

（ウ）RCCM（廃棄物部門）

- (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 業務仕様

仕様書のとおり。なお、具体的な手法（追加検討項目を含む。）については、技術提案書の提案内容を反映して決定し、特記仕様書を作成する。

5 参加受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次にあげる書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 23 日（火） 17 時まで

(2) 提出方法

下記「14. 担当及び問合せ先」に記載の場所に持参又は郵送すること。

郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とし、配達確認ができる方法にて送付すること。

(3) 提出書類及び提出部数

次の各書類について、1 部提出すること。

- 1) 参加表明書（様式 1）

2) 企業概要 (様式 2)

3) 企業実績表 (様式 3)

過去に受託した業務の実績のうち、「3. 参加資格 (8)」に記載の実績等について記載すること。また、契約内容の確認のために、業務実績を証明する書類 (テクリスの写し等) を添付すること。

4) 業務実施体制表 (様式 4-1, 4-2)

技術者の配置、業務の分担をそれぞれ記載すること。

5) 管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者調書 (様式 5-1, 5-2, 5-3)

管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者の資格及び同種業務実績等についてそれぞれ記載すること。また、資格及び業務実績を確認できる書類 (資格証、テクリスの写し等) を添付すること。

6 質疑応答

(1) 提出書類

質問書 (様式 6) を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法

電子メールで担当まで送付すること。電子メールの件名は「日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務に関する質問」とし、電話により受信確認を行うこと。

(3) 受付期間

令和 8 年 6 月 1 日 (月) ~ 令和 8 年 6 月 8 日 (月) 17 時まで (必着)

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 12 日 (金) までに、本市ホームページ上で公表する。なお、質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

7 技術提案書の提出

参加の申込みを行った事業者は、次にあげる書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 6 日 (月) 17 時まで (必着)

(2) 提出方法

下記「1 4. 担当及び問合せ先」に記載の場所に持参又は郵送すること。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とし、配達確認ができる方法にて送付すること。

(3) 提出部数

10 部 (正本 1 部、副本 9 部)

(4) 提出書類

① 技術提案書提出届 (様式 7)

② 技術提案書 (A4 判 15 頁以内 ※表紙を除く) (任意様式)

仕様書に対する取り組み方法を具体的に記載する。内容を補完する図表、写真等を使用す

ることも可とする。また、文字サイズは、図表を除いて 10.5 ポイント以上とする。

- ③ 業務工程表（様式 8）
- ④ 見積書（任意様式）

8 契約候補者の選定方法

「日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

技術提案書のプレゼンテーションによる説明を受けた後に、審査委員会を行い、評価が最も優れている参加者を第 1 優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

なお、審査結果については、日田市ホームページにおいて第 1 優先契約候補者と得点、それ以外の者は事業者名を匿名化したうえで得点のみ公表する。

選定結果について、参加者全員に対し郵送で結果を通知する。ただし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

9 プレゼンテーション及び審査委員会の実施

(1) 審査方法

提出された技術提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。

(2) プレゼンテーション内容

技術提案書をもとにした口頭説明を 20 分、質疑応答を 10 分とする。

(3) 出席者

1 事業者 3 名以内とし、管理技術者となる者は必ず出席すること。

(4) プレゼンテーション及び審査委員会実施日

プレゼンテーションは令和 8 年 7 月中旬頃を予定し会場は日田市役所（大分県日田市田島 2 丁目 6-1）で開催する。日時についてはプレゼンテーションを実施する者に電子メールで通知する。

(5) プレゼンテーションの際の注意事項

- ① プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、令和 8 年 7 月 7 日（火）午後 3 時までにプレゼンテーションを実施する者のみへ電子メールで通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として参加表明書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等は提案者において準備する。
- ③ 提出した技術提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ④ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(6) 審査結果

プロポーザルは、委員会が「日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務プロポーザル審査評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

10 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

(1) 参加企業に関する事項 (30点)

- ① 企業の業務実績等
- ② 業務の実施体制
- ③ 管理技術者の技術力
- ④ 照査技術者の技術力
- ⑤ 担当技術者の技術力

(2) 提案・ヒアリングに関する事項 (70点)

- ① 専門技術力
- ② 業務理解度 (業務実施方針)
- ③ プレゼンテーション
- ④ 業務工程
- ⑤ 「日田市次期一般廃棄物最終処分場あり方検討業務 (整備検討報告書)」を基にした嵩上げによる延命化方法

(3) 見積価格に関する事項 (20点)

11 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

1 2 実施スケジュール

項 目	期 日
公募型プロポーザル公告期間	令和8年6月1日（月）から 令和8年6月23日（火）まで
参加申込	令和8年6月1日（月）から 令和8年6月23日（火） 17時まで
本業務に関する質問の受付締切	令和8年6月8日（月） 17時まで
本業務に関する質問の回答期限	令和8年6月12日（金） 17時まで
技術提案書類の提出期限	令和8年7月6日（月） 17時まで
プレゼンテーション通知	令和8年7月7日（火） 15時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年7月中旬 予定
審査結果通知	令和8年7月中旬 予定
契約締結（予定）	令和8年7月下旬 予定

1 3 その他

- (1) 公募した事業者に「日田市次期一般廃棄物最終処分場あり方検討業務（整備検討報告書）」と「過去の測量図(令和3年度時点)」※を電子データ CD-ROM にて提供する。
- (2) 技術提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の技術提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (4) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (5) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属するものとする。
- (6) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (7) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- (8) 参加表明書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された辞退届（様式9）を「1 4. 担当及び問合せ先」まで提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

1 4 担当及び問合せ先

日田市 市民環境部 環境課（担当：黒川）
住所：〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6-1
電話：0973-22-8357
FAX：0973-22-8241
E-mail：kankyo@city.hita.lg.jp